

出雲路センチュリーライド2010

宿泊お申込のご案内

大会開催期日 : 平成22年9月19日(日)
 大会開催場所 : 松江イングリッシュガーデン 松江イングリッシュガーデンゴール
 旅行企画・実施 : トップツアー(株) 松江支店

《ご案内》

大会参加者の宿泊はトップツアー(株)松江支店が企画・実施する「募集型企画旅行」です。

別紙申込書に必要事項をご記入の上、トップツアー(株)松江支店宛ご送付ください。

申込締切は 8月31日(火)必着です。

申込到着後、宿泊ホテル名等を記載したご案内書・旅行代金請求書を 9月10日(金)までに発送いたします。
 期日までにお振込み手続きをお願いします。

【宿泊のご案内】 (募集型企画旅行) * 要事前申込

* 宿泊代金:1泊朝食付きサービス料・税金込み(お1人様当り)

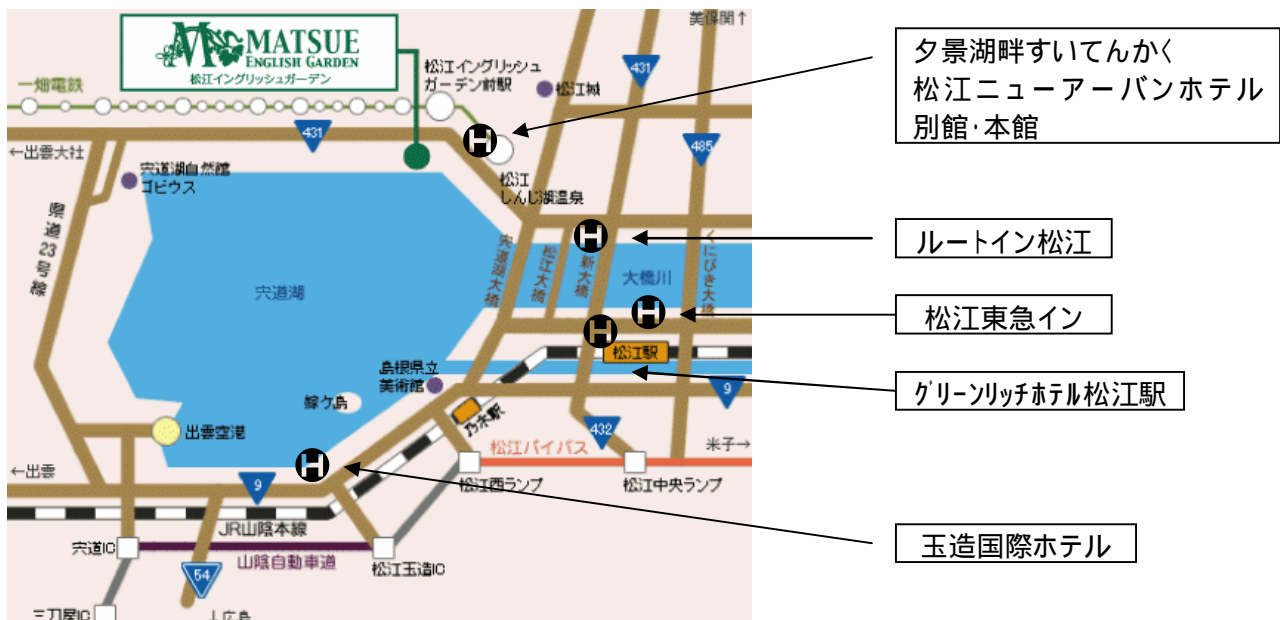
出雲路センチュリーライド2010

記号	ホテル名	宿泊日		部屋タイプ	1泊2食	1泊朝食	自転車保管場所	大会当日朝食
	松江東急イン	9月18日	土	両日共に シングル	13,800	9,800	社員用バック 通路 又は客室	6:00~和・洋バイキング
		9月19日	日		ツイン	13,000		
	松江ニューアーバンホテル別館	9月18日	土	両日共に シングル	11,700	9,100	鍵がかかる会議室	6:00~和・洋バイキング
		9月19日	日					
	松江ニューアーバンホテル本館	9月18日	土	両日共に 和室2名利用	9,700	6,900	鍵がかかる会議室	6:00~和・洋バイキング
		9月19日	日		8,900	6,200		
	グリーンリッチホテル松江駅前	9月18日	土	両日共に シングル	8,600	6,600	鍵がかかるお部屋	6:00~和・洋バイキング
		9月19日	日		ツイン	8,200		
	ルートイン松江	9月18日	土	両日共に シングル	7,100	5,600	客室内保管	6:00~和・洋バイキング
		9月19日	日		ツイン	7,300		

旅館名	宿泊日		部屋タイプ	1泊2食	1泊朝食	自転車保管場所	大会当日朝食	
夕景湖畔すいてんかく	9月18日 9月19日	土 日	両日共に	4名1室	14,500	9,300	和室 街側	部屋内保管可
				3名1室	16,600	11,400		
				2名1室	17,700	12,500		
玉造国際ホテル	9月18日 9月19日	土 日	両日共に	5名1室	8,500	5,500	和室 街側	1階に30畳程 度の多目的 ホールあり 施設可
				4名1室	9,400	6,500		
				3名1室	11,000	7,500		
				2名1室	14,000	9,500		

* 記号 ~ :大会スタート地点まで車で5~7分

* 記号 :大会スタート地点まで車で20分



各施設の(写真はイメージ)

[松江東急イン] <http://www.matsue-i.tokyuhotels.co.jp/ja/index.html>



(シングル)



(ツイン)

[松江ニューアーバンホテル別館・本館] <http://www.matsue-urban.co.jp/newurban.htm>



(別館ツイン)



(本館シングル)



(別館大浴場)

[グリーンリッチホテル松江駅] <http://www.greenhotels.co.jp/matsue/>



(シングル)



(大浴場)

[ルートイン松江] <http://www.route-inn.co.jp/>



(シングル)



(ツイン)

[夕景湖畔すいてんかく] <http://www.suitenkaku.co.jp/>



(街側のお部屋)



(内風呂)



(露天風呂)

[玉造国際ホテル] <http://www.tamatsukurikokusai.com/>



(街側のお部屋)



(大浴場)

【お申込後の変更・取消について】

- * お申込後の変更・取消は必ず FAX 又は郵送にて行ってください。
電話での受付はいたしておりませんのでご注意ください。
(ご返金を伴う場合は、振込先口座を併せてご記入ください。)
- * 取消料は、変更・取消用紙の弊社受領日営業時間内を基準として適用いたします。

【取消料】 * 宿泊

- * ご契約成立以降に解除される場合は、下記の取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金金額

別紙詳しい旅行条件を説明した書面を事前にご確認の上お申込ください。

お申込み、お問合せは
旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第38号



(社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

松江支店

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者におたずねください。

総合旅行業務取扱管理者：吉次 博昭
松江市白潟本町 13-4 三井生命ビル7F
TEL 0852-21-5425 FAX 0852-23-0433
営業時間：平日 9:20～18:00 土曜日 9:20～12:40
(日曜・祝日休業)

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行はトップツアー株式会社松江支店(松江市白湯本町13-4)三井生命松江ビル7階/観光庁長官登録旅行業第38号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、ならびに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「ご案内」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「ご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「お申し込み後の変更・取消について・取消料」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任および免責事項

- (1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1名様15万円を限度として賠

償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 自由行動中の事故 食中毒 盗難 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

旅行開始日または旅行終了日 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 運送機関の種類または会社名 本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 宿泊機関の種類または名称 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

次に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2~20万円、通院見舞金1~5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、予め電子的方法等で送付することによって提供させていた

だきます。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただきます。 (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、販売店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社経営企画部長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

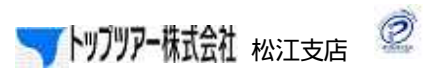
13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2010年6月1日現在を基準としております。

(H21.1月)

お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



松江市白湯本町13-4 三井生命松江ビル7階
電話番号: 0852-21-5425 FAX 番号: 0852-23-0433
(社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者: 吉次 博昭
中四国2010 0016号

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。